

令和6年度若者・女性に選ばれる中山間地域農業モデル創出事業 農ある暮らし魅力発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が令和6年度若者・女性に選ばれる中山間地域農業モデル創出事業農ある暮らし魅力発信業務（以下「本業務」という。）を委託する場合の、受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の背景・目的

中山間地域^{※1}は、過疎化や高齢化による担い手不足で、農地の荒廃や集落機能の低下が特に進行しているエリアである。

一方で、ふるさと回帰支援センターで令和5（2023）年に栃木県を希望する相談件数は3年連続で過去最多を記録し、その内20～40代の相談割合が7割を占めるなど、若年層の地方移住が現実的な選択肢になりつつある。

こうした背景を受け、本県では中山間地域への移住を促進するため、地域の特色を活かした新たな農業モデルを創出するとともに、若者や女性が農に携わり安心して暮らせるよう関係部局等と連携した暮らしのサポートの構築にむけて、令和5（2023）年に中山間地域を対象としたとちぎ農ある暮らし推進協議会を設置し、一体的に取り組みを進めるための「とちぎ農ある暮らし推進方針」^{※2}を策定した。

令和6（2024）年度は、若者・女性を対象とした交流会の実施や首都圏において、とちぎでの農ある暮らしの相談ブースを設置することで、とちぎへの積極的な呼び込みと将来的な移住希望者の掘り起こしを図る。

また、交流会や相談ブースの中で出た意見を、地域が目指すべき方向性の検討や令和6（2024）年度以降の各種支援策の立案に向けた検討材料とする。

※1：別紙1「令和6年度農ある暮らし魅力発信業務対象地域一覧」参照

※2：別紙2「とちぎ農ある暮らし推進方針」（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/farm-living/introduction.html>）参照

2 委託期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和7（2025）年3月5日（水）までとする。

3 委託料

- 1,385,450円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- 委託料の支払いは、本業務完了後の精算払を基本とする。ただし、乙は業務遂行のための財源として前払金が必要な場合は、甲と協議の上、委託料の10分の3以内の前払金の支払いを甲に請求することができるものとする。

4 本事業のターゲット

本業務におけるターゲットは以下のとおりとする。

- ・エリア 東京圏在住者（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県を言う。以下同じ。）
- ・年齢 20～30代を中心とした若者

5 業務内容

乙は上記目的を達成するために、次の業務を行う他、必要な業務を実施すること。

(1) 業務計画書の提出

本業務の実施に先立ち、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と十分に打合せを実施した上で、了承を得ること。

ア スケジュール

本仕様書に記載されたスケジュールを基本とするが、甲と協議の上、調整可能とする。

イ 実施体制

- ・本業務に関する実施体制を示すこと。
- ・乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ・実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。
- ・実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること

(2) 交流会の開催

目的	本県の中山間地域で農ある暮らしを实践することへの魅力等について、体験の場や情報を提供し、移住先としての本県の魅力を伝えるとともに、移住後の農ある暮らしを具体的にイメージさせることで、将来的な本県での農ある暮らし実践者の掘り起こしを図る。
実施日	令和6(2024)年9月～10月の週末を予定
会場	令和6年度農ある暮らし魅力発信業務対象地域
内容等	<ul style="list-style-type: none">・参加者が本県での農ある暮らしをイメージできるよう、甲が指定する農業体験メニューを組み込むこと。・地元の食材を使用した昼食を用意すること。・甲が指定する開催市町の移住者や半農半X実践者をゲストとし、参加者との交流(相談・意見交換・ワークショップ等)の時間を設けること。・県や開催市町の移住や農に係る支援策等の説明の時間を設けること。
参加費等	<ul style="list-style-type: none">・参加費は無料とすること。ただし、昼食代については実費徴収すること。・集合場所までの往復の交通費は参加者負担とすること。
参加者数	15名程度(ゲスト、ファシリテーター、事務局を除く)
運営	<ul style="list-style-type: none">・首都圏在住者が参加しやすいように移動手段として観光バスなどを用意すること。日程によっては県有バス(定員28名)の利用に関する相談に応じる。・企画にあたっては、市町、関係団体等と連絡・調整し、円滑に実施すること。・旅行業法や道路運送法など関連法令を遵守し、企画・実施すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・交流会を円滑に進めるため、1名以上ファシリテーターを設置すること。・参加者に対してアンケートを行うこと。・企画、広報、農業体験先の担当者との調整、ゲストとの連絡調整、運営、参加者の管理等、交流会の実施に必要な全ての業務を行うこと。

(3) 相談ブースの設置

目的	本県の中山間地域での農ある暮らしを広くPRし、移住先としての本県の魅力を伝えるとともに、農ある暮らしや移住に関する相談を受けることで、将来的な移住希望者の掘り起
----	--

	こしや移住及び農ある暮らしの実践に向けた行動変容を図る。
実施回数	4回 うち2回以上は農ある暮らしを希望する移住検討層に対する相談とする。
設置日	令和7(2025)年1月～2月の週末を想定
場所	都内
対応者	「農」ある暮らしアドバイザー、市町職員、県関係者等
相談者数	50名以上(全4回)
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・移住や農ある暮らしに対し興味関心の程度が低い層や具体的に検討している層など、様々な層に対応できるように、実施回ごとにターゲットを変えた運営を検討すること。 ・相談ブースの装飾用資材(シートカバーなど)を作成すること。 ・相談者向けの提供資料を作成すること(紙媒体で500部以上用意すること)。 ・企画にあたっては、市町、関係団体等と連絡・調整し、円滑に実施すること。 ・移住を伴う相談に関しては、とちぎ暮らし・しごと支援センターと情報共有を行うこと。 ・「農」ある暮らしアドバイザーの派遣については、栃木農業経営・就農支援センターと調整すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者に対してアンケートを行うこと。 ・企画、広報、農業体験先の担当者との調整、ゲストとの連絡調整、運営、参加者の管理等、交流会の実施に必要な全ての業務を行うこと。 ・作成した相談ブースの装飾用資材及び相談者への提供資料(電子データを含む)は、相談ブース設置終了後に農村振興課農村・中山間地域担当里づくりチームまで提出すること。

(4) 広報・集客

交流会および相談ブースの集客に当たり、次の業務を行うこと。

ア チラシの作成

案内チラシの電子データ(A4版カラーPDF形式)を作成すること。

イ その他広報・集客業務

- ・アに加え、更なる集客を図るため、オウンドメディアでの交流会開催の情報発信や、プレスリリース配信サービスの活用などの広報施策を行うこと。
- ・広報施策の内容については乙が提案し、甲と協議の上決定すること。甲が所管するホームページやSNS等での周知に係る手続きは、甲の方で担う。なお、甲は本業務とは別に、デジタルマーケティング業務を実施しており、本業務において開催する交流会や相談ブースの設置についても広報を想定している(合計42万円程度)。必要に応じてデジタルマーケティング業務の受託者と連携を図り、集客に努めること。

ウ 参加者の了承を得る内容

- ・交流会や相談の様子等の写真・動画の撮影
- ・レポート(写真画像含む)の作成及び栃木県のサイト等における公開
- ・参加者アンケート・インタビューへの協力

(5) レポートの作成

交流会や相談ブース設置の概要・実施結果、参加者および相談者から出た意見・アンケートの結

果や記録写真等をまとめたレポートをそれぞれ作成し、開催後 10 営業日以内を目安に電子データで納品すること。

(6) 実績報告書の作成

乙は全ての業務終了後、実施結果概要、交流会と相談ブース設置のそれぞれに集計・分析したアンケート結果等を記載した実績報告書を甲に提出すること。

6 成果品

実績報告書の紙媒体(A 4 版任意様式)及びそれを納めた電子データを令和 7 (2025)年 3 月 5 日(水)までに 1 部ずつ提出すること。

(1) 納入条件

ア 紙媒体

・日本工業規格 A 列 4 番又は A 列 3 番 (A 列 3 番を用いる場合は折り込み、A 列 4 番に収まる形態とすること) の形態で納品すること。

イ データ・電子媒体

- ・Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint で扱える形式とすること。(チラシは PDF 可)
- ・データはメール等により納品すること。
- ・実績報告書は USB 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

(2) 検収

- ・乙は、納品期日までに甲に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができるものとする。

(3) その他

- ・成果物は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。
- ・専門用語には説明を伏すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義付けを行うこと。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

7 秘密保持等

(1) 個人情報の取扱い

乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び行政手続きに

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（２）機密保持、資料の取扱い

- ・受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を、委託した業務以外の目的で利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。
- ・業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。
- ・秘密保持は、契約完了後も有効に存続する。

8 その他の留意事項

- （１）本業務に係る企画・運営、制作、調査、分析、報告等の一切の経費（運営費、報償費、交通費、使用料及び賃借料、消耗品費等）は、全て委託金額に含む。
- （２）当仕様書に記載されている内容について、より効果的な手法が存在する場合は、協議の上、その一部を変更することがある。
- （３）本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- （４）この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、業務を進めるものとする。また、協議の結果、甲から乙へ資料の提出を求める場合がある。
- （５）本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、甲に帰属するものとする。なお、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。
- （６）本業務の実施による著作物は、著作権及び肖像権等の処理を済ませた上で納入すること。
- （７）第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （８）事業の本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、契約内容を甲に明示すること。

令和6年度農ある暮らし魅力発信業務対象地域一覧

農業振興事務所	市町名	旧市町村名	農業振興事務所	市町名	旧市町村名	
上都賀農業振興事務所	鹿沼市	南摩村	塩谷南那須農業振興事務所	塩谷町	玉生村	
		加蘇村			船生村	
		西大芦村			大宮村	
		板荷村		那珂川町	馬頭町	
		粟野町			武茂村	
		清洲村			大内村	
		永野村			大山田村	
		粕尾村21			小川町	
	日光市	日光町	那須農業振興事務所	大田原市	湯津上村	
		小来川村			黒羽町	
		今市町			川西町	
		落合村			須賀川村	
		豊岡村			両郷村	
		足尾町			那須塩原市	高林村
粕尾村22		塩原町				
栗山村		那須町		箒根村		
藤原町	那須村					
三依村	伊王野村					
芳賀農業振興事務所	益子町	益子町	安足農業振興事務所	足利市	芦野町	
	茂木町	茂木町			北郷村	
		逆川村			名草村	
		中川村			三和村	
須藤村		小俣町				
下都賀農業振興事務所	栃木市	寺尾村	塩谷南那須農業振興事務所	佐野市	田沼町	
		皆川村			三好村	
		真名子村			野上村	
		小野寺村			飛駒村21	
		藤岡町			新合村	
矢板市	泉村	那須烏山市			葛生町	
	下江川村				常盤村	
					烏山町	氷室村
					向田村	
					境村	
			荒川村			
		七合村				

(補足)
相談ブースで受け付ける相談の対象エリアは本紙掲載市町の全域とする

交流会の開催対象エリアは本紙掲載の旧市町村内とする